

社会資本整備重点計画

- 経済財政諮問会議での議論を踏まえ、社会資本整備に関する事業別の計画を一本化。計画内容を「事業費」から、国民から見た「達成される成果」に転換し、「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」の4分野に沿って重点化。
- 実施に当たっては、重点化を行うとともに、事業評価、コスト縮減、PFI活用などの改革を推進。

9本の事業分野別計画

道 路

交通安全施設

空 港

港 湾

都市公園

下 水 道

治 水

急傾斜地

海 岸

一本化

重点化・集中化のための
計画に転換

注・二重枠の事業分野別計画は、各々の緊急措置法があったもの

<社会資本整備重点計画> (平成15年10月10日閣議決定)

※平成15年度以降の5箇年間を計画期間

○対象とする社会資本整備事業

道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸（民間との連携による取組みやソフト施策も含む）

○主なポイント

①国民から見た成果目標を明示

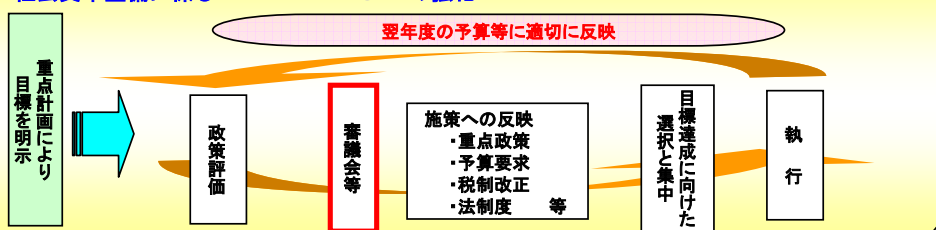
・「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」の4分類に沿って、15の重点目標及び35の指標を設定

②社会資本整備の改革方針を決定

- ・事業相互間の連携の強化
- ・事業の構想段階から住民参加を推進
- ・技術開発等を通じたコストの縮減・事業の迅速化
- ・事業評価の厳格な実施などPLAN-DO-SEEの強化
- ・入札・契約の適正化
- ・PFIなど民間資金・能力の活用
- ・国庫補助負担金について地方の裁量の向上

③国・地方公共団体・国民の間の対話手段として活用

社会資本整備に係るPLAN-DO-SEEの強化



社会資本整備重点計画

〔平成15年10月10日
閣 議 決 定〕

社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条第1項に規定する社会資本整備重点計画を、平成15年度から平成19年度を計画期間として、次のとおり定める。

1 社会資本の整備に係る計画の改革

わが国の社会資本については、これまでの事業分野別の緊急措置法に基づく計画等による緊急かつ計画的な整備により、その充実を図ってきたところであるが、国際競争力の強化、少子・高齢社会への対応、環境問題への対応、安心して暮らしやすい社会の実現、美しい国づくり等の観点から残された政策課題への重点的な取り組みが求められている。

また、社会資本の整備については、より低コストで、質の高い事業を実現するといった時代の要請に応じ、一層重点的、効果的かつ効率的に推進していくことが求められている。

このような状況を踏まえ、社会資本の整備に係る計画の重点を、政策目標の実現に向けて国民が享受する成果の発揮に転換するとともに、政策目標の実現に係る事業間の連携を一層深めるため、広く国民生活・産業活動の基盤を形成する社会資本（以下「社会資本」という。）の整備に係る事業分野別の計画を統合し、社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）として定めることとした。

重点計画においては、21世紀の国土、経済社会のあり方を見据えつつ、計画期間中に社会資本整備事業により実現を図るべき目標と、当該目標の達成のために実施すべき、社会資本の整備とあいまって効果の増大を図る事務等（ソフト施策等）や民間主体による社会資本の整備も含めた社会資本整備事業の概要を、国民に明らかにする。

また、地域住民等の理解と協力の確保、既存の社会資本の有効活用、公共事業の入札及び契約の改善、技術開発等による費用の縮減その他社会資本整備事業を効果的かつ効率的に実施するために求められる、社会資本の整備に関する改革の方向性を国民に明らかにする。

2 重点計画の活用とその意義

重点計画の策定に当たっては、案の作成に先立ち、国民や地方公共団体の意見を反映するための措置を講じるなど、策定過程の透明化、各主体の参画の促進に努めたところであり、重点計画の推進過程においても、国民や地方公共団体との密接な連携を図ることとする。

また、今後の社会資本の整備においては、目標の達成度を定期的に評価・分析して、事業・施策のあり方に反映していくことが必要である。重点計画はこの観点からも積極的に活用されるべきものであり、社会資本整備重点計画法の規定に基づき、毎年度の政策評価の実施等を確実に行うものとする。さらに、国庫補助負担金制度に成果重視の視点も取り入れるなど、社会資本の整備について成果重視の施策体系へと転換していくことや、事業等の実施に当たり持続可能な社会の構築のための環境の保全を図っていくことも必要である。

重点計画の推進過程において、このような取組みを、各分野における省庁横断的な施策の連携を図りつつ、総合的に展開することにより、国民のニーズに的確に応え、満足度の向上につながる社会資本の整備を重点的、効果的かつ効率的に推進する。

なお、本計画の実施に当たっては、社会経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、社会資本整備重点計画法の規定に基づき、必要に応じ、その見直しを行うものとする。

第1章 社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的な実施

1 事業評価の厳格な実施

社会資本の整備については、新規事業採択時の評価、実施中の再評価、事業完了後の事後評価という事前から事後までの一貫した個別事業の事業評価システムにより、効果的かつ効率的な事業実施を確保するとともに、評価結果についても積極的に公表する。また、事業完了後の事後評価については、その結果を改善措置、同種事業の計画・調査のあり方、事業評価手法の見直し等に反映する。

2 技術開発等を通じたコストの縮減・事業の迅速化

社会資本の整備については、技術開発の推進とその成果の活用を図るなど、コストの観点から公共事業の全てのプロセスを見直すコスト構造

改革を推進する。

国及び関係公団等が実施する公共事業については、従来からの工事コストの縮減に加え、規格の見直しによる工事コストの縮減（ローカルルールを導入など）、事業のスピードアップによる事業便益の早期発現、将来の維持管理費の縮減をも評価する「総合コスト縮減率」を設定し、計画期間中に、平成14年度と比較して、15%の総合コスト縮減率を達成することとする。また、毎年度、施策実施状況と数値目標の達成状況についてフォローアップ（追跡調査）を実施する。

また、事業の迅速化については、完成時を予め明示する「完了期間宣言」的手法の活用など社会資本の整備における進捗管理の徹底を図るとともに、公共用地のより円滑な取得のため、事業認定の透明化、収用手続の合理化などの平成13年の改正の趣旨を踏まえつつ土地収用法（昭和26年法律第219号）の積極的な活用を図るほか、都市部で立ち遅れている地籍調査の推進など、事業の迅速化のための総合的な取組みを推進する。

3 地域住民等の理解と協力の確保

事業の計画段階よりも早い構想段階において、住民参加手続の実施を促すための各種運用指針等に示すプロセスを導入するなど、透明性や公正性を確保し、住民等の理解と協力を得るため、構想・計画・実施等の事業過程を通じた住民参加の取組み等を推進する。

4 事業相互間の連携の確保

事業の構想・計画・実施の各段階において、社会資本の整備に係る事業間連携を強力に推進することにより、コスト低減や工期の短縮など、相互の効率性の向上を図るとともに、相乗的な効果の発現を図るなど、効果的かつ効率的に事業を展開する。

土地改良長期計画、廃棄物処理施設整備計画など、他の公共事業計画に位置付けられた事業とも、事業の構想・計画・実施の各段階において密接に連携する。

5 既存の社会資本の有効活用、ソフト施策との連携

路上工事の縮減、有料道路における多様で弾力的な料金施策の実施、ETCの普及促進と活用、交通規制の適切な実施、災害関連情報やバリアフリー施設に係る情報の的確な提供、港湾諸手続のワンストップサービス化の推進、観光客誘致施策など、ソフト施策との幅広い連携の下で、

既存の社会資本の有効活用にも配慮しつつ、社会資本の整備の効果を相乗的に高めるようなきめ細かい工夫を実施する。

また、社会資本の更新時期の平準化、維持管理や更新を考慮に入れたトータルコストの縮減等を図るため、総合的な資産管理手法を導入し、効率的・計画的な維持管理を推進する。

6 公共工事の入札及び契約の適正化

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法に基づく適正化指針の趣旨を徹底し、入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保を推進する。

さらに、公共工事の品質を確保することにより発注者としての責任を果たすため、総合評価落札方式等により民間技術を活用し技術力による競争を一層推進するとともに、工事成績の活用による入札参加者の技術力審査等を推進する。

また、平成15年度から国土交通省の直轄事業において全面的に実施している公共事業支援統合情報システム（CALS／EC）の一環としての電子入札の標準的なシステムについて、平成22年度を目安に地方公共団体等においても導入を促進することとする。

7 民間資金・能力の活用

効果的かつ効率的に社会資本を整備・管理し、質の高い公共サービスを提供するため、適切な事業分野においてPFIの導入を積極的に推進する。

また、社会資本の管理等について、地域住民、NPO、民間企業等の参画を促進する。

8 社会資本の整備における新たな国と地方の関係の構築

個性ある地域の発展を目指し、国と地方公共団体との円滑な意思疎通、共通認識の醸成を図りつつ、各地方支分部局による社会資本の整備に係る重点目標や事業等に関する検討・整理をもとに、地方ブロックの社会資本の重点整備の方針をとりまとめ、国と地方の役割分担を明確化しつつ、社会資本の整備を重点的、効果的かつ効率的に推進する。

平成15年の道路構造令（昭和45年政令第320号）の改正による高規格幹線道路における追越区間付き2車線構造の導入など、地域特性に応じた柔軟な構造・手法を適用したローカルルールを導入により、整備効果

の早期発現、整備コストの縮減を図りつつ、地域になじむ社会資本の整備を推進する。

また、地方ブロックにおける地方公共団体との定期的会議の開催により事業等に係る意思疎通等を図るとともに、地方による主体的な地域づくりを促進するため、国庫補助負担金について、地方の裁量性を高める方向で改革を推進する。

第2章 社会資本整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要

以上のことから、重点計画の計画期間中の社会資本整備については、次のとおり重点目標を設定し、その達成に向けて効果的かつ効率的な事業執行を推進する。

暮らし	安全	環境	活力
(1) 少子・高齢社会に対応したバリアフリー社会の形成等 すべての人々が暮らしやすい社会の形成を目指す。特に高齢者や障害者等にとって、生活空間の移動がしやすく、暮らしやすいバリアフリー社会の形成、子育てしやすい社会の実現を図る。 【 p 7 】 (2) 水・緑豊かで美しい都市生活空間等の形成等 良質な水資源の確保によりきれいな水を安定的に供給するとともに、水と緑豊かで美しい都市生活空間等を形成する。 【 p 8 】 (3) 良好な居住環境の形成 美しくゆとりある環境の中で、質の高い居住生活の実現を図る。 【 p 9 】	(1) 水害等の災害に強い国土づくり 都市型災害対策や災害弱者への対応等に重点を置いて、水害、土砂災害（土石流・地すべり・急傾斜地の崩壊）、津波・高潮、雪害、火山噴火災害等の災害から国土の保全を図り、社会経済活動を支え、生命・財産・生活の安全性を確保する。 【 p 10 】 (2) 大規模な地震、火災に強い国土づくり等 大規模な地震や火災から、生命・財産・生活の安全性と社会経済活動を確保する。また、災害発生時の避難施設、支援活動を確保する。 【 p 11 】 (3) 総合的な交通安全対策及び危機管理の強化 陸・海・空の交通に関する安全を確保し、事故やテロ等の未然防止と被害軽減を図る。 【 p 12 】	(1) 地球温暖化の防止 地球温暖化対策推進大綱に基づき地球温暖化の防止を図る。 【 p 13 】 (2) 都市の大気汚染及び騒音等に係る生活環境の改善 都市部における交通に起因する大気汚染や騒音等による生活環境への影響の改善を図る。また、ヒートアイランド現象の緩和を図る。 【 p 14 】 (3) 循環型社会の形成 循環型社会形成推進基本計画に基づき廃棄物等の発生抑制、適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）の推進及び建設発生土の有効利用の推進とともに、循環的な利用のできない廃棄物等の適正処分など環境負荷の低減を目指す循環型社会の形成を図る。 【 p 15 】 (4) 良好な自然環境の保全・再生・創出 生態系に配慮した豊かで美しい自然環境の保全、再生及び創出を図る。 【 p 16 】 (5) 良好な水環境への改善 良好な水質、健全な水量等を有する水環境への改善を図る。 【 p 17 】	(1) 国際的な水準の交通サービスの確保等及び国際競争力と魅力の向上 国際的な水準の交通サービスの確保、国際的な人の移動の促進、国際物流の円滑化等を図り、我が国の国際競争力と魅力の創造を図る。 【 p 18 】 (2) 国内幹線交通のモビリティの向上 人や物の広域的な移動・交流の拡大、効率化を図る。 【 p 19 】 (3) 都市交通の快適性、利便性の向上 都市における交通渋滞・混雑を緩和し、円滑な交通を確保するほか、利用しやすい交通機能を備えた快適で魅力ある都市生活空間等を形成する。 【 p 20 】 (4) 地域間交流、観光交流等を通じた地域や経済の活性化 地域間交流、観光交流等の国内外の交流を促進し、地域や経済の活性化を図る。 【 p 21 】

第3章 事業分野別の取組み

(中略)

<治水事業>

1 重点的、効果的かつ効率的な実施に向けた取組み

治水事業を進めるに当たり、事業箇所の重点化による事業効果の早期発現を図るとともに、ダム等の既存治水施設の有効活用や水防活動等との連携による既存治水施設の適正な維持管理に努める。また、地方公共団体、学識経験者、関係住民の意見を適切に反映した河川整備計画の作成に努めるとともに、流域や河川の個性を活かした川づくりを進めるため、市民団体や地域住民等との連携を積極的に図る。治水事業の基本施策としては、以下に示すものを基本とする。

(1) 安全で安心できる災害に強い国土づくり

平成12年東海豪雨に見られるように頻発する水害、土砂災害に対応するため、治水施設の整備水準の向上を計画的に進める。特に、近年の集中豪雨の多発等に対応し、都市域における浸水被害解消のため、下水道との連携を図りながら都市雨水対策を進める。また、ソフト対策の充実と併せて、被害の軽減を図る。さらに、きれいな水の確保を図るとともに、想定している計画を超えるような降雨等による被害を最小化するための危機管理施策を推進する。

(2) 美しい国土づくり

国民の川づくりへの積極的な参画や環境問題への関心の高まりを踏まえ、動植物の生息生育空間である河川において、河川と人との関わりの再構築を目指し、豊かで美しい自然環境の保全と再生を図るとともに、河川を活かした地域づくり等を推進する。

2 事業の概要

(1) 安全で安心できる災害に強い国土づくり

○洪水による氾濫から守られる区域の割合

【約58% (H14) → 約62% (H19)】

○床上浸水を緊急に解消すべき戸数

【約9万戸 (H14) → 約6万戸 (H19) : 下水道と共同】

○土砂災害から保全される戸数

【約120万戸 (H14) → 約140万戸 (H19) : 急傾斜と共同】

【うち災害弱者関連施設数 約3,100施設 (H14) → 約4,100施設 (H19) : 急傾斜と共同】

○地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消

【面積 : 約13千ha (H14) → 約10千ha (H19) : 海岸と共同】

○河川における汚濁負荷削減率

【H19 までに13%削減】

(2) 美しい国土づくり

○失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合

【H19までに約2割再生：海岸と共同】

○失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合

【H19までに約3割再生：港湾と共同】

<急傾斜地崩壊対策事業>

1 重点的、効果的かつ効率的な実施に向けた取組み

(1) 急傾斜地の崩壊による災害からの安全・安心の確保

全国各地で頻発している急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を守るため、危険性の高い箇所等から重点的かつ効果的に急傾斜地崩壊対策事業を推進する。特に、近年の地震に起因する急傾斜地の崩壊による災害が都市山麓周辺等の斜面で多発していること等に鑑み、大規模地震の発生が懸念されている地域等においては、対策を着実に進めるとともに、避難地・避難路等の安全確保に留意するものとする。また、土砂災害防止法等に基づく災害の発生するおそれのある危険箇所への家屋等の新規立地抑制及び住民との双方向性を確保した迅速な情報提供等による警戒避難体制の整備等のソフト対策と、施設整備によるハード対策を一体的に実施し、災害の防止、被害の軽減等に努める。

(2) 誰もが安心して暮らせる生活の実現

急傾斜地の崩壊による災害は、豪雨や地震の発生により局所的かつ突発的に発生する可能性が高いことから、特に、犠牲となりやすい高齢者等災害弱者に配慮し、重点的に急傾斜地崩壊対策事業を推進し、高齢者等が安全に暮らせる生活の実現を目指す。

(3) 都市等における豊かな自然環境・景観への配慮

都市等を構成する重要な要素である樹木等の緑を積極的に活かし、生活空間における緑の連続性・一体性の確保、良好な自然環境・景観の維持・形成を図るため、都市山麓グリーンベルト整備事業のほか緑を活かした斜面对策を推進する。

(4) 魅力ある都市と個性ある地方づくりの支援

重要交通網等を保全する斜面对策を重点的に実施し、地域の産業・経済基盤の安定を図る。

2 事業の概要

(1) 急傾斜地の崩壊による災害からの安全・安心の確保

○急傾斜地の崩壊による災害から保全される戸数

【約40 万戸(H14)→約50 万戸(H19)】

(2) 誰もが安心して暮らせる生活の実現

○急傾斜地の崩壊による災害から保全される災害弱者関連施設数

【約1,600 施設(H14)→約2,000 施設(H19)】

(3) 都市等における豊かな自然環境・景観への配慮

- ・都市等の生活空間における緑を活かした斜面对策をH19 までに約100km を整備

(4) 魅力ある都市と個性ある地方づくりの支援

- ・重要交通網等を保全する斜面对策をH19 までに約1,000 箇所を実施

社会資本整備重点計画における河川局関連業績指標

	現行の重点目標	業績指標 (初期値→実績値→目標値)
暮らし	水と緑豊かで美しい都市空間等の形成等	都市域における水と緑の公的空間確保量 (㎡/人) 12 (H14年度) → 約8%増 (H17年度速報値) → 13 (12を約1割増) (H18年度)
		河川における汚濁負荷削減率 65% (H14年度) → 73% (H17年度) → 78% (H19年度)
安全	水害等の災害に強い国土づくり	洪水による氾濫から守られる区域の割合 約58% (H14年度) → 約60% (H17年度) → 約62% (H19年度)
		床上浸水を緊急に解消すべき戸数 (万戸) 約9 (H14年度) → 約6.6 (H17年度速報値) → 約6 (H19年度)
		土砂災害から保全される戸数 (万戸) 約120 (H14年度) → 約130 (H17年度) → 約140 (H19年度)
		土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設数 (数) 3,100 (H14年度) → 約3,700 (H17年度) → 4,100 (H19年度)
		津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 (万ha) 約15 (H14年度) → 約12.4 (H17年度) → 約10 (H19年度)
		地震時に防護施設の崩壊による水害が発生するおそれのある地域の解消 (ha) 約13,000 (H14年度) → 約11,100 (H17年度) → 約10,000 (H19年度)
環境	良好な自然環境の保全・再生・創出	失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合 0 (H14年度) → 11% (H17年度) → 約2割 (H19年度)
		失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合 約2割 (H14年度) → 約2割 (H17年度) → 約3割 (H19年度)

洪水による氾濫から守られる区域の割合

【指標の定義】

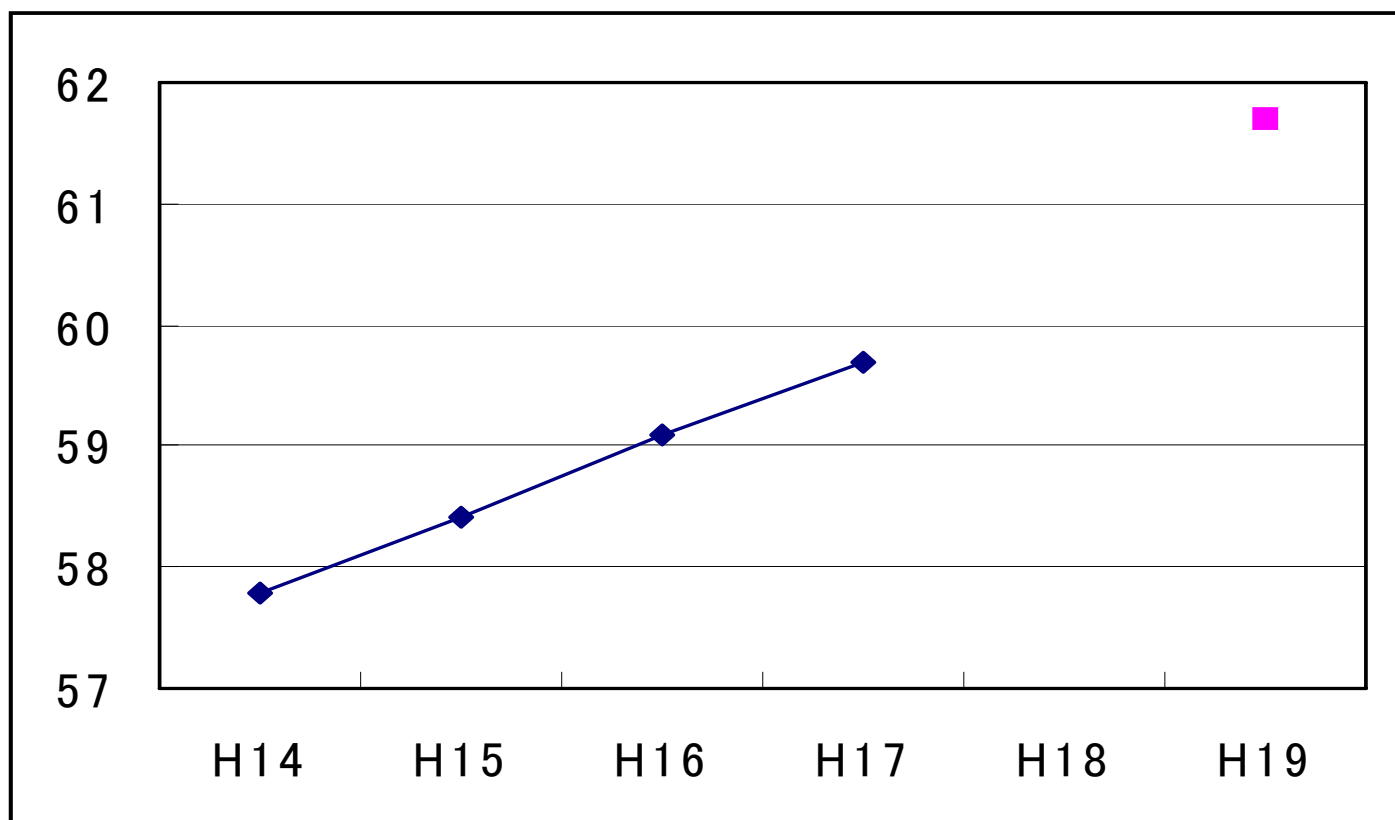
当面の計画として、大河川においては30年～40年に1度程度、中小河川においては5年～10年に一度程度発生する規模の降雨において、洪水の氾濫の防御が必要な区域に対し、防御されている区域の割合

目標値：約62%（61.7%）（平成19年度）

初期値：約58%（57.8%）（平成14年度）

実績値：

H14	H15	H16	H17
約58% (57.8)	約58% (58.4)	約59% (59.1)	約60% (59.7)



床上浸水を緊急に解消すべき戸数

【指標の定義】

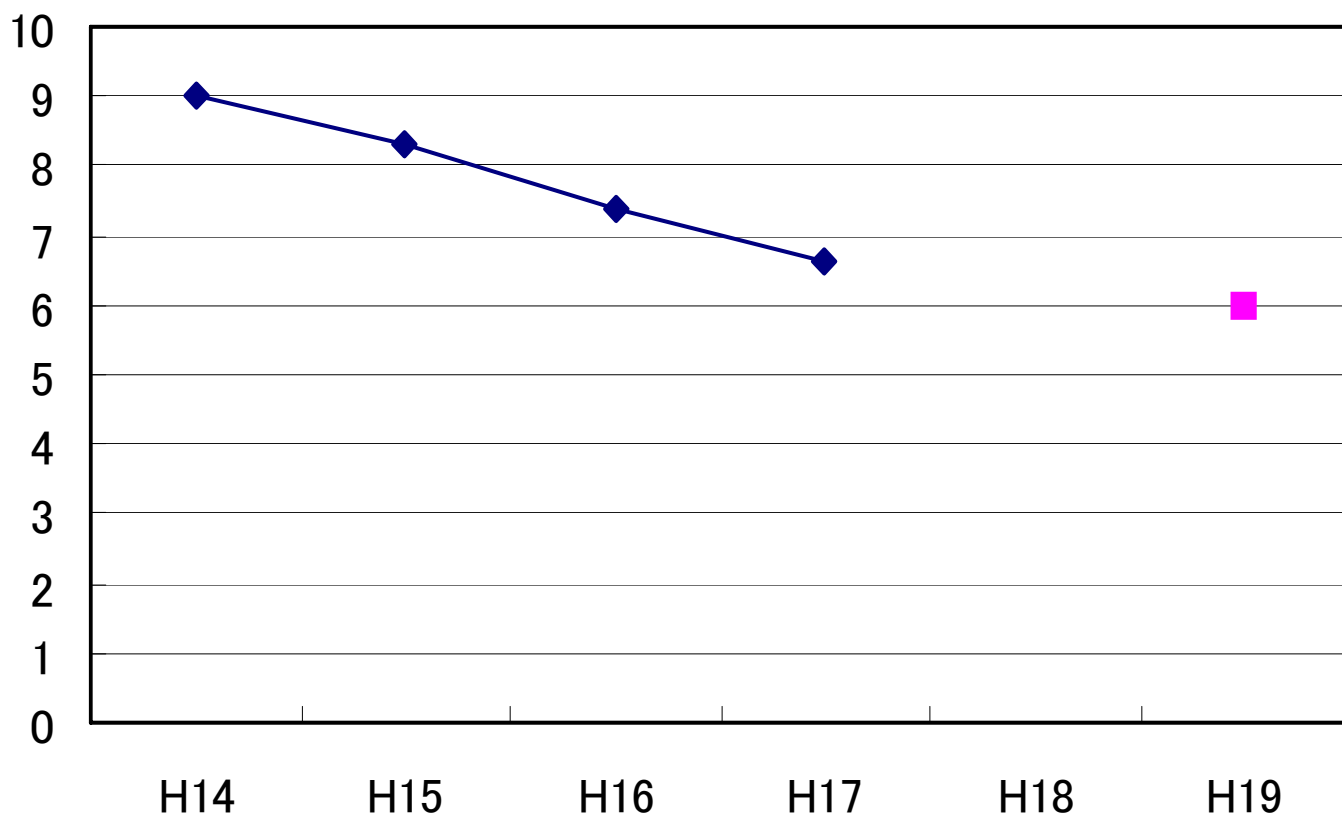
過去10年間（平成4年から平成13年までの間）に床上浸水を受けた家屋のうち、被災時と同程度の出水で、依然として床上浸水被害を受ける可能性のある家屋数

目標値：約6万戸（平成19年度）

初期値：約9万戸（平成14年度）

実績値：

H14	H15	H16	H17
約9万戸	約8.3万戸	約7.4万戸	約6.6万戸



①土砂災害から保全される戸数

②【うち災害弱者関連施設数】

【指標の定義】

①全国の土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所において、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施することにより、土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊による土砂災害から保全（安全が確保）される家屋等の総戸数。

②土砂災害から保全される戸数のうち災害時要援護者関連施設（病院、老人ホーム、幼稚園等）の総数。

長期目標値：①約340万戸 ②13,500施設

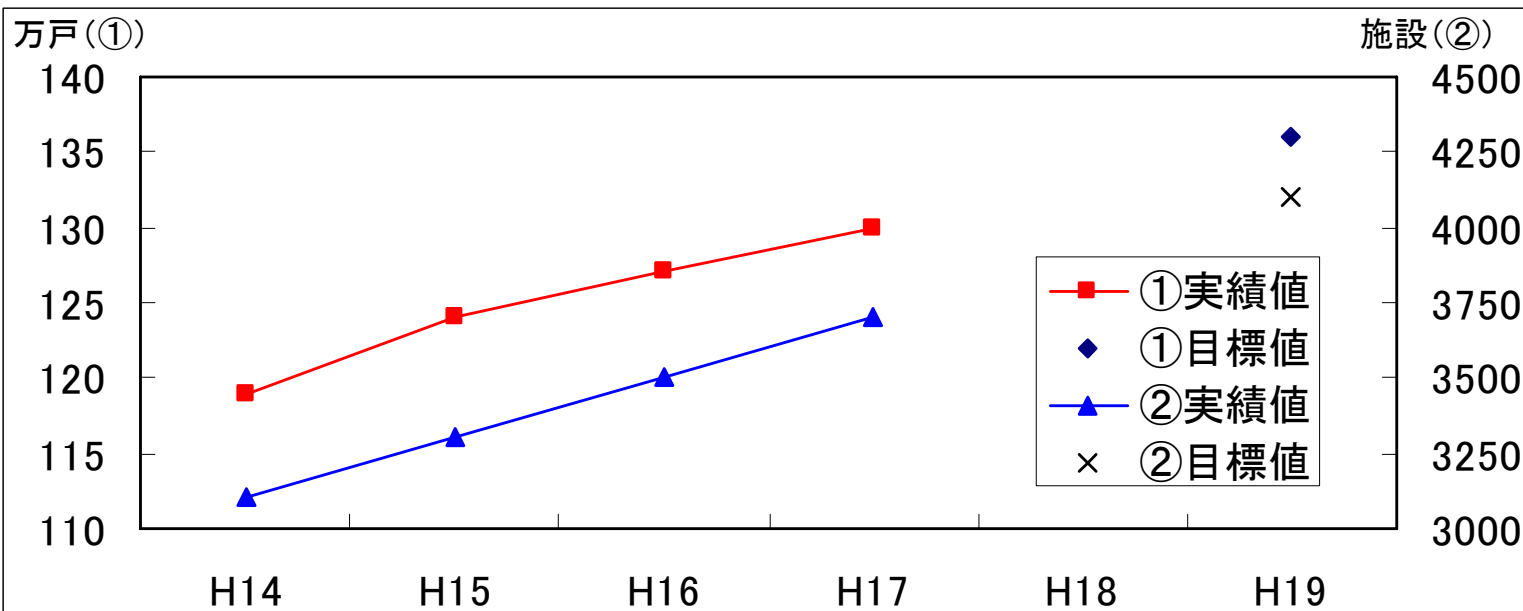
※事業の実施の対象となっている全ての家屋等の保全を図る。

5年目標値：①約140万戸 ②4,100施設（平成19年度）

初期値：①約120万戸 ②3,100施設（平成14年度）

実績値：

	H14	H15	H16	H17
①	約120万戸 (119)	約120万戸 (124)	約130万戸 (127)	約130万戸 (130)
②	3,100施設	3,300施設	3,500施設	3,700施設



津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積

【指標の定義】

各地区の海岸で発生すると想定される津波・高潮に対し、防護が不十分な海岸における背後地域の浸水想定面積

長期目標値：0ha

5年目標値：約10万ha（平成19年度）

初期値：約15万ha（平成14年度）

実績値：

H14	H15	H16	H17
約15万 ha	約13.4万 ha	約12.9万 ha	約12.4万 ha

